

青森県立中央病院診療報酬請求業務等の委託業者の選定要領

1 趣 旨

この要領は、青森県立中央病院における診療報酬請求業務等を委託する事業者の選定に当たって、公平かつ適正な実施を図るため公募型プロポーザル方式によるものとし、組織執行体制、経験実績、見積価格の適正、企画提案内容などを総合的に審査・評価を行い、より当院の経営に資する質の高い委託業者を選定することを目的とする。

2 業務の概要

- | | |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 契約名 | 診療報酬請求等委託契約 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 業務委託期間 | 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで
※ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。 |
| (4) 委託業務実施場所 | 青森県立中央病院（青森市東造道2-1-1） |
| (5) 年間患者数 | 延入院 176,124 人（令和5年度実績）
延外来 294,688 人（ ” ） |
| (6) 1日平均患者数 | 入院 482 人（ ” ）
外来 1,213 人（ ” ） |

3 業務の目安となる想定人工数

107.5人工

4 参加要件

本業務に関する公募型プロポーザル参加者は、以下に掲げる要件を全て満たすことを条件とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本要領公表以降、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日付け青管第902号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 参加申込書の提出日から契約締結日までの期間、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生

法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 参加申請書の提出時点で、本院の許可病床数（現在584床）と同程度の許可病床数を有する施設において、過去5年以内に継続して受託した実績が3年以上あること。

(6) 次のいずれにも該当しないこと。

① 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であること。

② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団という。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。

⑤ 役員等が暴力団又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

5 全体スケジュール

(1) 当院ホームページへ公募掲載（告示）	令和6年	11月13日（水）
(2) 質問受付期限	令和6年	11月21日（木）
(3) 質問回答期限	令和6年	11月28日（木）
(4) 参加申込書提出期限	令和6年	12月 2日（月）
(5) 業務提案書提出期限	令和6年	12月 9日（月）
(6) 選定委員会（プレゼンテーション、審査）	令和6年	12月16日（月）
(7) 委託候補者の決定・審査結果の通知	令和6年	12月 下旬
(8) 契約締結	令和7年	4月 1日（火）

6 応募要領等の入手方法

応募要領、申込書その他の資料・様式は、青森県病院局運営部医事第一課で受領、又は青森県立中央病院ホームページからダウンロードすること。

(<https://aomori-kenbyo.jp/posts/category/bidding/>)

7 参加申込書の提出に関する事項

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 申立書（様式第2号）
- ③ 会社概要等（様式第3号）
- ④ 法人の登記事項全部証明書（写）（参加申込日前3ヶ月以内に交付されたもの）
- ⑤ 定款（写）及び法人等の運営及び組織に関する書類
- ⑥ 業務実績書（様式任意）

本院の許可病床数（現在584床）と同程度の許可病床数を有する病院において、過去5年以内に継続して3年以上受託した実績を記載すること（契約書等の写しを添付）。

(2) 提出期限 令和6年12月 2日（月）16：00

(3) 提出先

「19事務局及び書類の提出先」に提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（期日必着）

8 参加者の決定

参加申込を行った者のうち、「4 参加要件」に定める要件を全て満たすと認められる者を提案参加者とする。

9 質問受付

下記のとおり提案業者からの質問を受け付ける。質問は、質問書（様式第4号）を記入

し、電子メールにより提出すること。

(1) 期間 令和6年11月21日（木）16：00まで

(2) 照会先 青森県立中央病院内 青森県病院局運営部 医事第一課（Mail：KENBYO@pref.aomori.lg.jp）に対して質問を行うこと。

※電子メールの到達を電話確認すること。（電話番号：017-726-8171）

(3) 回答日 令和6年11月28日（木）16：00までに回答

(4) 回答方法 参加申込者全員に対し、令和6年11月28日までに質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて返信する。

10 業務提案書の提出に関する事項

(1) 提出書類

企画提案書（様式第5号）に次の書類を添付し、提出すること。正本には提案者名（住所、商号・名称、代表者職氏名）の記載及び押印。副本には記載、押印不要。評価項目の各項目に沿って、原則として日本産業規格A4版で作成すること。必要

に応じてA3の折り込みも可とする。また、表紙及び目次を除き、ページ番号を付すこと。なお、評価項目「業務実績及び経費」の「急性期病院での実績（20点）」及び「全国のDPC特定病院群該当病院での実績（20点）」並びに評価項目「管理体制」の「統括責任者、副統括責任者の実績・経験（20点）」については、様式第7号を基に作成すること。

① 参考見積書（様式任意）

年額399,000千円（消費税及び地方消費税相当分を含めた金額）を上限額とする（上限額以内とすること。）。

この点を勘案して、別紙仕様書に基づく業務の実施に必要な人工数を想定した参考見積書を提出すること。なお、参考見積書の内訳については、可能な限り詳細（想定人工数、業務単価、人件費、業務管理費の内訳等）に記載すること。

契約候補者と業務仕様の協議が整い、契約を行う段階で改めて見積書の提出を依頼する。

ただし、本事業の実施の有無及び予算額については、令和7年2月第321回青森県議会定例会における令和7年度当初予算の議決を前提としているため、変更となる可能性がある。

記載金額にあつては、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち12か月分（1年分）に相当する金額（消費税及び地方消費税相当分を含めた金額）を見積書に記載すること。

(3) 提出期限 令和6年12月9日（月）16:00

(4) 企画提案書提出部数 正本1部 副本15部

(5) 提出先

「19事務局及び書類の提出先」に提出すること。

(6) 提出方法 持参又は郵送（期日必着）

1.1 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された書類が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

(1) 参加要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要領で示された、提出期限、提出先、書類作成上の留意事項等との条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

1.2 辞退

- (1) 参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するときは、参加辞退書（様式第6号）を提出しなければならない。また、参加申込書を提出した者が提出期限までに提案書を提出しない場合は、辞退したものとする。
- (2) 提出期限 令和6年12月12日（木）16：00【必着】
- (3) 提出先 青森県病院局運営部 医事第一課
〒030-8553 青森市東造道2丁目1番1号 青森県立中央病院

1.3 提案者による業務提案書の概要説明（プレゼンテーション）

下記のとおり実施する。説明時間は、1提案者当たり20分以内とし、説明後に質疑応答（5～10分程度）を行う。

- (1) 日時 令和6年12月16日（月）13：00～
- (2) 場所 3階研修室（大）
- (3) 説明資料 原則として、提出のあった企画提案書に基づくものとするが、プロジェクトによる説明を希望する場合は、令和6年12月10日（火）までに青森県病院局運営部医事第一課へ申し出ること。
- (4) 参加者 当日の参加者は、原則各事業者3名以内とする。

1.4 審査及び選定方法等

- (1) 審査は、「青森県立中央病院診療報酬請求業務委託に係る業者選定委員会」を設置し、提案書及びプレゼンテーション時の説明、質疑応答等の内容等について、審査員が別紙評価基準に基づき行う。
- (2) プレゼンテーションの日程
開催日時、場所、所要時間、出席者数の制限等については、企画提案書を提出した者に対して別途連絡する。
- (3) 評価項目及び配点
別添選定評価基準のとおり
- (4) 審査の結果、評価点数の合計点数が最も高い提案者を優先交渉業者として選定する。また、必要に応じて次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点の者が複数いる場合は、審査員の合議により決定するものとする。
- (5) 審査の結果、提出された全ての提案について、契約の目的を十分達成できないものであると判断される場合は、優先交渉業者なしとして、再募集する場合がある。
- (6) 提案者が1者のみの場合であっても本プロポーザルは成立するものとし、その際は優先交渉業者のみを特定するが、提案者の得点が満点の60%を下回る場合は優先交渉業者としない。

- (7) 審査の結果は、各提案者に対して書面により通知する。なお、選考結果等についての不服及び異議申立ては認めない。

1 5 契約手続

- (1) 優先交渉業者と見積合わせを実施のうえ、随意契約による契約手続を行う。
- (2) 本業務に係る仕様及び契約内容については、優先交渉業者との協議を経て決定する。
- (3) 優先交渉業者と協議が整わない場合又は見積合わせを辞退したとき若しくは見積り決定後、当院が指定する日までに正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と同様の手続を行う。
- (4) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (5) 契約締結後、契約内容に変更が生じる場合は、受託者と委託者が協議のうえ、変更することができるものとする。
- (6) 契約期間の各年度における青森県立中央病院等事業会計予算の当該事業に係る予算が議決されなかった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。

1 6 その他

- (1) 提案書等の作成、提出等プロポーザルの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、提出者の同意なく提案の採否決定以外の目的に使用しない。
- (4) 提出期限後における、書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、参加申込及び提案を無効とする。
- (6) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (7) 提出された書類内容に疑義が生じた場合は、審査員又は事務局が提案者に対して質問することがある。
- (8) 提案書等の応募書類は、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 55 号）の規定に基づき、第三者に開示する場合がある。
- (9) このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (10) 提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

1 7 仕様書

別添のとおり。

18 事務局及び書類の提出先

本事業に係る事務局及び全ての書類の提出先は、以下のとおりである。

(1) 担当部署

青森県病院局運営部医事第一課

(2) 所在地

〒030-8553 青森市東造道2-1-1

(3) 電話番号

017-726-8171

(4) 電子メールアドレス

KENBYO@pref.aomori.lg.jp